

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第20次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
515	在留資格「特定活動」の資格要件の緩和、審査基準の明確化	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)	平成22年度中	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 対象となる研究分野及び審査に係る取扱いの明確化の方法について、平成22年度中に結論を得、実施することを予定している。	全国で実施	対象となる研究分野及び審査に係る取扱いの明確化の観点から、特定活動の対象とする研究分野について、修士課程修了以上の方が行う水準の研究で基礎的・創造的分野におけるものであること等を明らかにし、過去に対象と認められた研究分野を公表するとともに、施設の規模、研究費等が研究分野に応じて確保されていること、研究成果が産業活動に相当程度利用されることが見込まれること等を明らかにして、平成23年3月、当省ホームページにおいて公表した。	法務省
703	みりん製造・販売業の新規参入の容認	酒税法(昭和28年法律第6号)第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第10条《製造免許等の要件》第11号関係(5)	平成23年5月を目途に結論	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 地場原材料の使用、新規雇用者の創出など地域経済や地域産業の活性化に資すると認められる場合のみりん製造・販売業者の新規参入については、酒税保全上の見地から、みりんの需給状況等を十分に踏まえた上で具体的な基準について検討し、平成23年5月を目途に結論を得る。	全国で実施	製造場の所在する地域において生産された米を主原料としてみりんを製造しようとする場合には、年間製造数量を100kl以下とするなど一定の要件の下で免許を付与することとする(実施時期:平成23年4月28日)。	財務省
705	国際見本市等に係る保税展示場許可手数料の軽減	関税法(昭和29年法律第61号)第100条、第101条 税関関係手数料令(昭和29年政令第164号)第13条	平成23年5月を目途に結論	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 貿易の振興又は国際的な文化交流の観点から開催される博覧会等に係る保税展示場の許可手数料については、博覧会等の内容、主催者、期間等の具体的な開催実績を調査した上で、平成23年5月を目途に結論を得て、必要に応じ措置する。	全国で実施	税関関係手数料令を改正し、平成23年4月1日から保税展示場許可手数料を従来の2分の1程度の額に引き下げた。	財務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1006	卸売市場に係る規制の見直し	卸売市場法(昭和46年法律第35号)第9条第3項第2号、第11条第1項、第16条、第33条、第37条、第39条、第44条、第46条、第47条 中央卸売市場業務規程例(平成11年10月1日付け11食流第3083号農林水産省食品流通局長通知)第57条、第71条	平成22年度中を目途に結論	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 卸売市場に期待される役割と将来方向、施策のあり方について総合的に検討した「卸売市場の将来方向に関する研究会」報告が本年3月に取りまとめられたところ。今後、取りまとめられた報告を踏まえ、平成22年10月を目途とした次期「卸売市場整備基本方針」の策定のための検討を進めるとともに、関係者の協力を得ながら、今回の提案についての検討を行う。	全国で実施	平成22年10月に第9次卸売市場整備基本方針を策定するとともに、本年4月に中央卸売市場業務規程例の改正等を行った。具体的な内容は以下のとおり。 ①指定管理者の業務の範囲の拡充については、本年4月に中央卸売市場業務規程例第71条を改正し、その業務の範囲の拡充を行った。 ②各種報告等の手続の簡素化については、本年4月に「中央卸売市場における業務運営について」(平成12年3月31日付け12食流第746号農林水産省食品流通局長通知)及び中央卸売市場業務規程例を改正し、卸売業者等における各種報告等の手続について、廃止、電子化等の事務簡素化を推進することとした。なお、開設者による卸売予定数量等の公表事務(法第46条)については、当該数量等は、買受人が取引へ参加するかを判断したり、購買計画を立てるための参考となるものであり、公正な価格形成を行うために必要な情報であることから、公表事務を廃止することはできないが、卸売業者における手続の電子化を進めることにより、開設者の負担軽減にもつながるものと考えている。 ③商物一致規制の見直しについては、本年4月に「中央卸売市場における業務運営について」を改正し、商物一致規制の例外事由である予約相対取引について、開設者による承認手続を緩和するとともに、同様に例外事由である電子商取引について、対象品目の拡大に努めよう指導し、商物分離取引の拡大を図った。 なお、施設の用途変更に係る大臣認可の緩和については、施設の用途変更により、広域にわたる生鮮食品の安定的供給に支障が生じるおそれがないかについて、現在政令で定める軽微な変更の範囲(卸売場等の面積をその10パーセントを超えて増減するもの以外のもの)以外のものについては、中央卸売市場の開設の認可権者である国として確認する必要があるとしたところ。	農林水産省
1219	公共インフラの整備等への民間参入と民間資金の導入	道路法(昭和27年法律第180号)第12条、第13条 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第3条、第5条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第4条 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条、第4条 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第1項、第3条第1・2項	平成22年度中	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 公共のインフラ整備・維持管理への民間資金の活用やノウハウの活用については、国土交通省成長戦略会議において検討しており、平成22年度中に結論を得る。	全国で実施	国土交通省成長戦略会議において、民間資金の活用やノウハウの活用について検討がなされ、平成22年5月17日に国土交通省成長戦略が報告されたところ。 同戦略の国際展開・官民連携分野においては、厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、新たなPPP/PFI制度の構築を図ることとされた。 これを受け、民間資金の活用やノウハウの活用を促進するコンセッション方式の導入等に係る検討を行い、公共施設等の運営等を行い利用料金を事業者自らの収入として収受する権利(公共施設等運営権)の導入等を柱とするPFI法の改正(平成23年6月1日公布)が行われた。	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1220	公営住宅制度の見直し	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条 借地借家法(平成3年法律第90号)第28条	平成22年度中	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 建替事業の対象となる公営住宅の居住者について、建替後の公営住宅への入居を保障した上で、公営住宅法に基づく明渡請求が可能となる建替事業の範囲を拡大することに関し、関係省庁との調整の上、平成22年度中に結論を得る。	全国で実施	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する法律(平成17年法律第79号)を改正し、地域住宅計画において公営住宅建替事業と併せてサービス付き高齢者向け住宅を整備する旨を記載した場合について、公営住宅建替事業の施行要件を緩和したところ。 また、公営住宅建替事業においては、原則当該事業により除却すべき公営住宅の戸数以上の公営住宅を建設しなければならないこととされているが、「既存公営住宅の耐震性に問題があると認められる場合」については、「その他特別の事情がある場合」として解することが可能であり、公営住宅の用途廃止の承認の申請時に入居者の存する公営住宅の戸数を超えれば足りることを明確化する通知(平成23年6月30日付)を発出した。	国土交通省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
929	医師等の医療技術研修、医療技術の研究開発又は医療機器の研究開発等の目的で死体を用いることが可能となるよう死体解剖保存法の運用の見直し・解釈の拡大を求める	死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第1条、第2条、第7条、第9条、第17条、第19条、第21条	平成23年度できるだけ早期	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 医療技術研修等のための死体利用について、現在実施中の研究(死体を利用した医療技術研修のニーズ等)の結果を踏まえ、提案の実現に向けて、国民の合意形成を得るべく、必要な対応策を検討し、結論を得る。	検討中	平成22年度厚生労働科学研究費補助金事業「サージカルトレーニングのあり方に関する研究」において、現行法の下で倫理面に配慮しつつ効果的な医療技術研修等を実施するための具体的方策について研究を行ったところ。 今後、当該研究の結果も踏まえつつ、提案の実現に向けて、国民の合意形成を得るべく必要な対応策を検討し、平成23年度できるだけ早期に結論を得ることとしている。	厚生労働省
930	若者サポートステーションの契約期間の複数年度化	平成22年度若者職業的自立支援推進事業実施要綱等	平成23年度中に結論	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 地域若者サポートステーション事業の契約期間の複数年度化に関し、本事業が安定的に実施されることによる施策効果に及ぼす影響、複数年度実施の課題等を勘案し、平成23年度に向け、提案の趣旨を踏まえた具体的方策について検討し、結論を得ることとする。 〔第19次提案等に対する対応方針(平成23年3月30日)〕 特区提案者の趣旨を踏まえ、地域若者サポートステーション事業の複数年度化による事業実施上の課題、施策効果への影響に関する検討を行った上で、平成23年度概算要求において、複数年度化契約を可能とする国庫債務負担行為要求を盛り込んだところ。平成23年度においては当該要求は認められていないため、提案の趣旨を踏まえ、引き続き施策効果への影響や方策等について検討する。	検討中	特区提案者の趣旨を踏まえ、地域若者サポートステーション事業の複数年度化による事業実施上の課題、施策効果への影響に関する検討を行った上で、平成23年度概算要求において、複数年度化契約を可能とする国庫債務負担行為要求を盛り込んだところ。 これを踏まえ、国庫債務負担行為以外で複数年度化と同等の措置等ができるかメリット・デメリットを含め、引き続き検討しているところである。	厚生労働省
932	地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限の撤廃	介護保険法(平成9年法律第123号)第47条第1項第1号、第59条第1項第1号、第81条第1項、第2項、第115条の24第1項及び第2項、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	平成23年度中に結論	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 介護予防全体の見直しを図る中で、地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限のあり方についても検討し、平成23年度中に結論を得る。(社会保障審議会における議論が必要)	検討中	昨年11月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」において、要支援者にたいするケアプラン作成業務については、「地域の実情に応じて柔軟に業務委託できるようにすべき」との意見が出されていることを踏まえ、地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限のあり方について検討し、平成23年度中に結論を得る。	厚生労働省

提案が撤回された結果、対応不要となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1221	公的賃貸住宅の一元的な政策運用(公営・公社・UR賃貸住宅等)	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第5条 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第24条、第28条 地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号)第13条 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第14条 独立行政法人都市再生機構業務方法書第64条	平成22年度中	〔第17次(平成21年度臨時)提案等に対する対応方針(平成22年6月2日)〕 公的賃貸住宅の活用方針については、地方公共団体の要望を踏まえた適切な管理・運営、最終的に国民負担を生じさせないという観点を含め、大阪府と速やかに協議し、平成22年度中に結論を得る。	対応不要	本件について、提案主体である大阪府から規制改革の提案を撤回する旨の報告があったため、対応不要とする。	国土交通省